

犯罪被害者等支援に特化した条例制定の背景

- ▶ 平成16年、犯罪被害者等基本法が制定。
地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされた。（第5条）
- ▶ 平成28年、国の第3次犯罪被害者等基本計画から、地方公共団体による犯罪被害者等に関する条例の制定を促進する内容が盛り込まれたことを受け、犯罪被害者等支援に特化した条例（以下「特化条例」という。）を制定する動きが全国的に広まっている。
- ▶ 令和3年、国の第4次犯罪被害者等基本計画では、警察において、地方公共団体における総合的・計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、特化条例の制定等について適切に情報提供を行うとともに、協力を行うこととされた。
- ▶ 令和5年6月、国の犯罪被害者等施策推進会議決定「犯罪被害者等施策の一層の推進について」では、犯罪被害者等が居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、「地方における途切れない支援の提供体制の強化」等が示され、犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化が求められている。

特化条例等制定状況（市区町村）（令和6年4月1日現在）

